

《 声明 》

戦争法案の衆議院での強行採決に断固抗議する

2015年7月16日 原水爆禁止大阪府協議会 常任理事会

自民、公明の与党は本日の衆議院本会議において、いわゆる戦争法案を強行可決しました。私たちは文字通りの歴史的暴挙に対して満身の怒りを込めて断固抗議するものです。

この法案については、衆議院憲法審査会においてもすべての参考人が「憲法違反」「違憲の疑い」と指摘したように、この間の審議を通じて二つの違憲性が明確になっています。それは第一に、これまで禁じてきた『戦闘地域』まで踏み込んだ米軍への補給・輸送活動や武器の使用を可能にすることです。第二に、憲法上許されないとしてきた『集団的自衛権』の行使に踏み込んだことです。政府・与党は、1959年の砂川判決を持ち出して正当化していますが、圧倒的多数の憲法学者や元内閣法制局長官らが、「過去の政府見解との論理的整合性が全くできない」、「集団的自衛権の本質は他国防衛で、憲法上許されない」と指摘しています。

こうした、安倍政権の暴走に対しては、かつてなく広範な人々が、「憲法9条を守れ!」「戦争法案絶対反対!」、「戦前の歴史を繰り返すな!」と全国各地で行動に立ち上がり、とりわけ若者たちの運動の広がりが世論を動かしています。

どの世論調査でも、「戦争法案反対」、「強行採決反対」が圧倒的多数の結果となっています。主権者たる国民の圧倒的多数が、法案に対して「反対」、「慎重審議」を求めているのを無視しての強行採決は国民主権を踏みにじるものであり、憲法違反の法案の内容と併せて二重、三重の暴挙・愚行というべきものです。

これまでに集団的自衛権を行使してきた歴史をみれば、アメリカによるベトナム侵略(1965年)、グレナダ軍事介入(1983年)、アフガニスタン報復戦争(2001年)、ソ連によるチェコ侵攻(1968年)、アフガニスタン侵略(1979年)、フランスのチャド軍事介入(1983年)など、そのすべてが核保有国の「核抑止力」を背景にした軍事介入であったことを想起しなければなりません。そして集団的自衛権の行使容認は、核兵器使用の危険が内在する戦争に日本が参加することであることを肝に銘じなければなりません。

戦後70年、被爆70年の節目を迎え、日本がこれまでの平和の歩みを転換して戦争の道にすすもうという重大な岐路に立っているもとの、稀代の悪法である戦争法案の廃案に向け、参議院での徹底審議を求めて多くの国民と手を携え世論と運動をひろげ、引き続き粘り強く闘いを強めましょう。核兵器も戦争もない平和な世界の実現にむけ引き続き全力を尽くすものです。

以上